

埋蔵文化財保護行政における動画のあり方を考える

芝康次郎（文化庁文化財第二課埋蔵文化財部門）

Thinking About a Role of Cultural Resource Videos

Shiba Kojiro (Cultural Properties Second Division, Agency for Cultural Affairs-Japan)

- ・文化財動画ライブラリー／Cultural Heritage Video Library・YouTube／YouTube
- ・埋蔵文化財／Buried cultural properties・文化財動画／Cultural heritage videos
- ・埋蔵文化財保護行政／Administration of the protection of buried cultural properties

1. 文化財動画ライブラリーの構築と意義

(1) 文化財動画ライブラリーの構築とその経緯

文化庁と奈文研は、2020年8月26日に「全国遺跡報告総覧」（以下、遺跡総覧という）に文化財動画ライブラリーを構築し、公開した¹⁾。この文化財動画ライブラリーは、地方自治体等が作成した埋蔵文化財をはじめとする文化財に関する動画（Youtube等の動画共有サイト等で公開されているもの）を一元的に集約するプラットホームとしての役割を担うシステムである。機能の詳細は本書高田報告に詳しいが、2021年1月現在、36機関から352件の動画の登録されており、地域（都道府県等）や文化財の種別、時代種別を選択することで、利用者のニーズに即した動画にアクセスすることができる。

埋蔵文化財に関する動画はこれまで数多く制作されYoutube等の動画共有サイトや自治体HP等で視聴することができる。しかし、膨大な動画が日々生産、公開される動画共有サイトの中では、他の人気動画に押されて存在そのものが認知されにくい状況であった。この状況は現在においても変わらず、むしろ顕在化していると言ってよい。文化財動画ライブラリーは人気動画の陰に隠れてしまい、存在が認識されにくい問題点を解消した上で、潜在的なニーズを引き出しアクセス可能にするインデックスとしての役割をもつ。このような機能性は単に視聴者側のみのメリットにとどまらない。動画を視聴す

ることは、市民の文化財に対する興味、関心の惹起、それによる実際に現地に訪れる機会の増加促進など地域への貢献にもつながり、多大な費用や労力を費やして動画を制作した側にとっても、大きなメリットとなりうる。文化財動画ライブラリー構築の効果は、今後検証していく必要があるが、埋蔵文化財の活用を進めるためのひとつのステップと言える。

(2) デジタルアーカイブとしての全国遺跡報告総覧

文化財動画ライブラリーの構築は、遺跡総覧そのものがデジタルアーカイブとして機能強化された点においても重要な意義がある。

デジタルアーカイブの必要性については、『我が国におけるデジタルアーカイブ推進の方向性』で次のように述べられている。「様々なコンテンツをデジタルアーカイブ化していくことは、文化の保存・継承・発展の基盤になるという側面のみならず、保存されたコンテンツの二次的な利用や国内外に発信する基盤となる重要な取組であり」、「デジタル時代における「知るため・遺すため」の基盤として、場所や時間を超えて書籍や文化財など様々な情報・コンテンツにアクセスすることを可能とする他、分野横断で関連情報の連携・共有を容易にし、新たな活用の創出を可能とするものである」とする。そして「デジタルアーカイブの構築・共有と活用の循環を持続可能なものとし」「我が国の社会的、文化的、経済的発展につなげていくことが重要である」²⁾。

遺跡総覧には、すでに約8万7千件の発掘調査報

告書の書誌情報が登録され（抄録は約13万6千件）、2万7千件以上の報告書のPDFが閲覧できる（2021年1月現在）など、大きな実績をもつ。これらに加え、各地の展示会や講演会等のイベント情報も登録されている。ここに文化財動画ライブラリーが加わり、それぞれ文化財情報と相互にリンクできるアーカイブとしての機能がさらに強化された。より具体的には、遺跡発掘調査報告書の閲覧者が動画を視聴することでより広い知識を獲得する、あるいは反対に動画の視聴者が関連する報告書にアクセスすることで、より深い知識獲得へと誘うなどの相乗効果が得られ、さらには関連するイベント情報から実際に現地へ足を運ぶなどの行動へと展開させていくことも期待できる。

このようにアーカイブ機能の充実は市民の多様なニーズに応えていくことにもなり、今後より一層の発展が期待される。

2. 埋蔵文化財動画のあり方を考える

（1）埋蔵文化財動画の役割

次に埋蔵文化財動画の役割や今後のあり方について考えてみたい。

新型コロナウィルス感染症の拡大は、外出自粛やテレワークの促進など、人々の接触のあり方が変容する、それまでの社会を一変させることとなった。コロナ以前の社会であれば、文化財に興味をもつ人々は実際に現地に赴き、文化財の魅力に触れることが可能であった。この時点では川口武彦（2018）が指摘しているように、文化財の魅力を伝える手段として、編集ソフトによる動画編集作業の必要のある動画よりも、写真等の静止画のほうが汎用性の部分で最も有効なものと言えた³⁾。

しかし、旅行はおろか外出自粛が迫られているコロナ禍の現在（2021年1月）にあっては、動画は視覚、聴覚情報としてよりリアルな文化財の姿を視聴者に届けることができる、より重要な媒体として位置づけられる。実際に発掘調査の現地説明会を動画としてアップするなど、コロナ以前の社会では考え

られなかった試みも広がっている。

現地に赴くことができなくても家にいながらにして楽しむことができる、あるいは学習できる、その重要な役割を担っているコンテンツのひとつが動画なのである。動画はコロナ禍でのみ有効なのではない。地域の歴史や遺跡の理解について遺跡発掘調査報告書や専門書を用いることは多くの市民にとって、ハードルが高いものである。その点でそれらよりも平易な解説や視覚情報のある動画は、知識の導入部分を形作るものとして今後も有用なコンテンツでありつづけるに違いない。

現在、やや古いデータであるが、例えばYoutubeの視聴人口は月間で6,200万人（2018年、国内推計）に達する⁴⁾。全世界では現在約20億人が視聴するともいわれ、その影響力は計り知れない。Youtubeの中には視聴回数が多い歴史系の番組も複数存在しており、歴史や文化財に関する潜在的ニーズは高いと考えられる。現在のSNS利用の広がりをみれば、コロナ禍が終息したとしても、これらの利用はむしろ増加する可能性が高い。ポストコロナ社会を見据えたときに極めて有用なコンテンツとなりうる。

（2）求められる埋蔵文化財動画とは何か—現状分析

からー

ではどういう動画が求められているのか。現状を整理しておきたい。動画共有サイトは2003年から2005年にかけて相次いで登場し、日本においてもYoutubeをはじめとした動画共有サイトが2008年ごろから一般化してきた。Youtubeでの埋蔵文化財に関わる動画は、管見の限りでは2010年以降にアップされはじめ、2020年7月までに170本以上存在することとなった。試みに、このうち115件をピックアップし分類すると以下のようになる（括弧内は件数と、再生回数の平均）。

遺跡解説・紹介（18件：18,254）、遺跡発掘調査紹介（25件：1,118）、遺物解説（9件：9,706）、展示紹介・解説（15件：1,023）、埋文関連イベント紹介・報告（7件：197）、埋文関連施設業務紹介（22件：691）、地域文化紹介（18件：37,099）、その他（レ

プリカ制作ドキュメンタリー1、古代生活復元1) (2件: 551,249)。

既存の埋蔵文化財関連動画で最も多いのは遺跡調査紹介で、遺跡の発掘調査から遺物までを網羅的に紹介するものであり、これに遺跡の紹介を含めると43件(37%)、埋文関連施設業務紹介・イベント紹介25件(22%)、遺物解説や展示解説で24件(21%)と続く。これらとはやや指向が異なる地域文化の紹介(例えばA地域の古墳文化、B地域の製鉄の歴史等)も18件(16%)ある。これらの分類と閲覧数との関係をみると、地域文化紹介が最も多く、遺跡解説・紹介、遺物解説と続く。高画質の画像やナレーション・字幕等を使って効果的に伝えるものは、閲覧回数が伸びている。一方で、埋文関連の施設、業務紹介は数字の伸びが弱い。外部組織のレポーター等を起用し、地元テレビ局と連携して制作するなどしてもその効果が表れにくい。動画それ自身の内容の評価は本来それぞれの視聴者が行うものであり、ここでその評価は避けるが、視聴者数や視聴回数が興味関心の高低と相関関係をもつとすれば、動画制作者はどういう動画が求められているかについても認識しておくべきだろう。

動画の視聴回数に影響を与えるもののひとつは、タイトルや紹介の文章である。些細なことではあるが、これを適切なものにしておかないと検索してもヒットせず、その他の膨大な動画の陰に隠れて埋もれることとなる。タイトルには一般によく知られた単語(例えば「遺跡」、「発掘」、「古墳」、「縄文」等)を用い、その動画がどういった内容のものか一目でわかるものとすべきである。紹介文では、具体的にどのような内容の動画であるかを書いておくと、類似動画として紹介される機会も増え、それによって視聴回数は伸びやすくなるようである。ここでひとつの事例を紹介したい。文化庁では2020年7月に全国巡回展である「発掘された日本列島2020」展の解説動画を3本アップした(「解説!「発掘された日本列島2020」vol.1～vol.3【文化庁】」)(図1)。この制作と公開はコロナ禍で例年おこなっている展示解説が



図1 「発掘された日本列島2020」動画のサムネイル画像

実施できることによる次善の策であったが、2021年1月末現在で「vol.1」が16万回、「vol.2」が23万回、「vol.3」が2.3万回再生されている。この視聴回数は、上記の遺跡や遺物の解説動画の平均である1～2万回を大きく上回る。この視聴回数の伸びの要因が何であるのか断定的なことは言えないものの、ひとつにはタイトルおよび紹介文をかなり丁寧に作成したことが大きかったのかもしれない。これにより検索でヒットしやすく、また関連動画として他の動画を閲覧したときに取り上げられる等の相乗効果を生んだ可能性がある。

この視聴回数は、それ自身が視聴人数とは必ずしも一致しないにせよ、非常に多くの人々の目に触れていることは間違いない。列島展の年間観覧者数が8～10万人前後で推移していることを考慮すると、公開から半年で上記の視聴者数を獲得したことは、裾野拡大への役割も果たしている可能性が高い。動画のコメントには、視聴まで列島展の存在を知らなかっただというのも含まれていることからも、列島展そのものへの関心への惹起にもつながっていると言えるだろう。

3. 埋蔵文化財の活用と動画

ここで言うまでもないことであるが、文化財保護は「保存」と「活用」が両輪となって進めるべきものである。埋蔵文化財についてもその価値を幅広く発信することは行政の責務であり、多くの人々が価値

を共有することによって、埋蔵文化財保護に係る規制が一定程度、容認される土壌が醸成されると考えられる。そのため、価値の発信にあたっても、多くの国民が目にする場を積極的に利用すべきである。

発掘調査成果の具体的な活用方法には、遺跡総覧のほか、各地方公共団体で作成・公開されているGISを利用した遺跡地図や埋蔵文化財センター等で公開されている文化財データベース、博物館や史跡等のAR（拡張現実）、VR（仮想現実）等があり、さらに三次元デジタルデータの活用など、近年飛躍的に進んでいる。遺跡や遺物に関する情報をわかりやすく広く一般に伝えるという点でも今後も積極的な活用が期待される⁵⁾。動画もそのひとつとして、活用方法に幅をもたせることができる。

埋蔵文化財保護行政においてデジタル技術の活用は積極的に進めるべきものであるが、財政的、人的基盤が不十分であることは、依然として大きな課題ことともまた事実である⁶⁾。相対的にコストと時間を要する動画の制作についても、地方自治体によって取組にはらつきがまだ大きい⁷⁾。また、地方自治体により制作された動画について、動画ライブラリー公開後に視聴数が劇的に伸びたものは現状では多いとはいえず、今後とも何らかの工夫が必要である。動画制作・公開が費用対効果という点においてどれほど有効性をもつのか、それは今後検証していく必要があろうし、コロナ禍の現在とポストコロナ社会においては、動画の役割がまた変化することも予想される。とはいっても、動画を含むデジタルコンテンツの需要の高まりは揺らぐことはない。課題

を認識した上で、埋蔵文化財を含む文化財の適切な保存と活用が求められる。動画の制作と配信もそのひとつのツールとして今後とも積極的に利用するとともに、よりよいものを目指して試行錯誤を重ねていく必要がある。

【註】

- 1) <https://sitereports.nabunken.go.jp/ja/search-video>
- 2) デジタルアーカイブの連携に関する関係省庁等連絡会・実務者協議会 2017『我が国におけるデジタルアーカイブ推進の方向性』(https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/digitalarchive_kyougikai/houkokusho.pdf)
- 3) 川口武彦 2018「静止画による文化財の魅力発信の可能性について」『文化遺産の世界』コラム <https://www.isan-no-sekai.jp/column/4284> (2021年1月31日閲覧)
- 4) <https://find-model.jp/insta-lab/sns-users/>
- 5) 埋蔵文化財発掘調査体制等の整備充実に関する調査研究委員会・文化庁 2019『埋蔵文化財保護行政におけるデジタル技術の導入について3』(報告)
- 6) 文化庁文化財第二課埋蔵文化財部門 2020「デジタルデータによる図面等記録類の取り扱いについて」『デジタル技術による文化財情報の記録と利活用3』奈良文化財研究所研究報告第24冊、41-46頁。
- 7) 文化庁では、広報資料としての埋蔵文化財に関する動画の制作・配信は、国庫補助事業（「地域の特色ある埋蔵文化財活用事業」）の利用が可能であり、積極的な取組が望まれる。